

令和4年度東京都入札監視委員会第4回制度部会
(一般社団法人東京都電設協会との意見交換会)

令和5年2月1日

東京都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N6

【臼田契約調整担当課長】 それでは、これより東京都電設協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきたいと思っております。本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえた御意見、御要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京都電設協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ、都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、出席者の御紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々を御紹介申し上げます。

初めに、委員の堀田昌英様でございます。

【堀田部会長】 堀田です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、原澤敦美様でございます。

【原澤委員】 原澤です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 東京都電設協会の皆様につきましても、本来であれば、お1人ずつ御紹介させていただきたいところですが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただければと思っております。都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局契約調整担当部長の前山より一言御挨拶を申し上げます。

【前山契約調整担当部長】 おはようございます。財務局契約調整担当部長の前山でございます。本日はお忙しい中、皆様の貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございます。入札監視委員会制度部会の委員の皆様におきましては、これから5団体の意見交換にお立ち会いいただきまして、専門的な見地から御意見や御質問等を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

池田会長をはじめ、東京都電設協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度に御理解、御協力賜りまして、誠にありがとうございます。現下の物価高騰をはじめとした

厳しい経済環境にございますが、協会の会員の皆様には、都の行う建設事業を支えていただきまして、重ねて御礼申し上げます。

都といたしましても、こうした世界情勢ですとか品確法の趣旨等を踏まえまして、入札契約制度について、取組をしっかりとしていかなければならないと考えております。引き続き、公共調達原則を堅持しながら、建設業界における諸課題に対応できるよう現場の声をしっかりと聞きながら、入札契約制度の運用や現場の取組を進めていきたいと思っております。

本日はこうした観点から重要な意見交換の場であると思っております。限られた時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、東京都電設協会の池田会長より御挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【池田会長】 池田です。おはようございます。毎年このような場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。我々も電設協会、中小零細の電設会社が集まっておりますので、皆さん、いろいろな意見がいつも集まってきておりますので、こういう機会に私たちの意見も聞いていただけて、またそれを参考にさせていただけるということで、大変私たちもありがたいと思っております。今日は限られた時間ですが、よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。それでは、本日の進行について、御説明申し上げます。まず、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京都電設協会様から都に対しての入札契約制度全般に関する御意見、御要望等を頂きまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただきます。

次に、報告事項になりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況（４年経過）についてです。こちらにつきましては、本日御説明する時間は設けておりませんので、後ほど御確認をいただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は最後に一括して実施したいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に資料の確認をさせていただきます。机上に令和４年度一般社団法人東京都電設協会との意見交換会と書かれた資料を配付してございます。資料がない方はいらっしゃいませんか。

また、本日の意見交換会につきましては、速記録を取らせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものを御出席の皆様にご確認いただいた上で、後日都のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関する御意見や御要望等について、東京都電設協会様からお願いできますでしょうか。

【池田会長】 では、事務局からお伝えします。

【清水事務局長】 東京都電設協会から意見・要望事項、資料４ページになります。

１． 現行の工事発注方式の堅持について

現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたい。

建築物全体の取得コストの低減や不調の発生を抑えるため、建築一括発注方式を採用すべきとの意見が一部にあるが、一括発注方式では、電気工事業者のような専門工事業者は全て下請業者となり、多くの事業者が建築業者からのコスト削減要求や、ダンピング競争にさらされるばかりでなく、元請業者としての工事实績を積む機会を失うことにもなる。

コストの透明性や品質の確保という点で、現行の分離・分割発注方式のほうが優れており、東京都では、今後もこれを堅持すべきであるとする。

2. 4週8閉所の実現について

(1) 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底

政府の「働き方改革実行計画」により、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制は、建設業については2024年までの間、適用が猶予されている。現場では官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。全ての工種について、「概成工期」の設定を適切に行っていただきたい。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例が多く見られる。

総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。

(2) 全体工期の延長や契約金額の変更（増額）

建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。工期に見合う経費の計上、予算の確保は必要であり、現場代理人等の人件費についても適切に行っていただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならない場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であるとする。

3. LED化の推進方法について

東京都が行うLED照明の導入推進は、街路灯を含めてリース契約を採用しない旨の回答を頂いているが、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、改めて、この方針の継続を確認していただきたい。

リース支払額に含まれる金利等の関係で、リース契約による場合はトータルでの支出が多くなることに加え、リース物件の所有権がリース会社にある関係で、設置工事の施工体制等や維持管理方法の確認・指導に都が関与できないこと、リース会社と工事施工会社との請負契約において法定福利費の確保など、適切な価格で契約されているかが不明なことに加え、現在の街灯保守契約の特記仕様書で求められている「24時間365日、常に事故、災害等が発生した場合の即時出動態勢の確保」に対応できるかが疑わしいこともあり、現行の発

注方式の継続が適切であると考え。

4. 財務局発注案件における重複申込み可能な制度の導入について

財務局発注案件についても、ほかの部局と同様に、件名の重複申込みができる制度を導入していただきたい。財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について申込みから入札までの期間に1か月半から2か月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むこととなるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。

入札者数を増やして活性化を図るためにも、件名の重複申込みができる制度の導入が必要と考える。なお、1件でも落札した場合、ほかは辞退とする。

5. 事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について

今後とも、業界・事業者団体との意見交換の場を設けていただくとともに、団体が開催する知識や制度情報の普及・啓蒙のための講習・研修会などへ職員の方を講師として派遣していただくなど、その活動への協力と支援をお願いしたい。

6. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について

価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等、状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況である。世界的な半導体不足、銅や鉄の高騰により、電設資材全般で、価格の高騰とともに納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも強く要望する。以上です。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。それでは、ただいま頂戴した御意見、御要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を申し上げたいと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、1つ目の発注方式についてでございます。契約調整技術担当課長の高柳です。よろしく願いいたします。

回答でございます。都では中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって中小企業の受注機会の確保を図っています。業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えております。今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう各局に周知をまいります。

【渡邊電気技術担当課長】 では、次の4週8閉所の実現についてということで、建築保全部電気技術担当課長の渡邊のほうから回答させていただきます。

工事において新たに設置した機器等の試運転や性能確認を行う期間を確保するためには、概成工期を適切に設定することが必要です。このため、日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用し、適切に概成工期の設定をしております。

また、円滑に工事を進めるためには建築や電気設備など様々な工種の受注者が連携して

施工することが必要です。そのため、監督員は工事現場の定例会等において工種をまたいで工程を確認するとともに、必要に応じ、受注者に指示等を行っております。

また、(2)全体工期の延長や契約金額の変更についてですけれども、工事契約後、工期に影響を与える状況が生じた場合は必要に応じて設計変更などの処置を講じており、今後も適切に取り組んでまいります。

【高柳契約調整技術担当課長】　　続きまして、3番の街路灯のLED化についてですけれども、本件については、道路に関する事業ということでございますので、頂いた要望は工事を発注しております建設局のほうに申し伝えてまいりたいと考えてございます。

【仲田委員】　　すみません。聞こえないんですけどね。

【臼田契約調整担当課長】　　仲田先生、ちょっと聞こえづらいですか。

【仲田委員】　　音声が届き切っちゃって、途中で聞こえなくなる。

【堀田部会長】　　音声が届き切れ切れになっている状況なので、ほとんど聞こえない状況です。

【臼田契約調整担当課長】　　すみません。スピーカーとの距離によって、割と聞こえづらいときがどうもあるような形でございますので、大変恐縮なのですが、これから発言するとき、やや大きめの声で今後お話いただけるとありがたいと思います。よろしく願いしたいと思います。続けさせていただきたいと思います。

【永島契約第一課長】　　それでは、4番の財務局発注案件における重複申込み可能な制度の導入につきましては、契約第一課長の永島より御回答差し上げたいと思います。

財務局の発注する工事では専任の技術者配置による適切な履行を担保するため、希望申込みの際に配置予定技術者の専任性を確認するとともに、限られた発注案件数の中で、より多くの事業者を受注機会の確保が図られるよう案件の重複申込みができないこととしているところでございます。以上でございます。

【高柳契約調整技術担当課長】　　続きまして、意見交換の継続、あとは協力支援についてということでございます。よりよい入札契約制度を構築するためには、業界団体との意見交換は重要であると考えてございまして、今後も実施させていただきたいと考えてございます。また、講習会等への講師派遣につきましても、引き続き実施のほう、させていただきたいと考えてございます。

次、最後でございます。価格高騰・資材不足等に関する対応についてでございます。まず、スライドについてでございます。これまでも都が発注する工事におきましては、スライド条項を活用し、物価変動等への対応を図ってきたところですが、現下の社会経済情勢への対応といたしまして、令和4年4月に庁内でスライド条項の適切な運用及び受注者への周知を通知しています。また、鋼材等の資材の価格上昇を踏まえまして、単品スライドにつきましても、実情をより適切に反映できるよう、国に準じて令和4年9月1日から運用を見直しました。運用開始日以降の事業者からの請求に確実に対応できるよう、本見直し内容を改めて庁内に周知徹底してございます。

【渡邊電気技術担当課長】 後半部分です。資材不足等で工期に影響を与える状況が生じた場合は、受発注者間で工程調整、協議を行い、必要に応じて設計変更などの措置を講じており、今後も適切に取り組んでまいります。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、回答につきましては以上となりまして、ここからは、お時間の限りで意見交換をさせていただきたいと思います。これまでを踏まえまして、御意見や御発言を頂ければと思います。まずは、入札監視委員会の委員の皆様、いかがでしょうか。

【堀田部会長】 では、堀田ですけれども、よろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 はい、お願いいたします。

【堀田部会長】 すみません、音声の問題があったので、我々、基本的に聞こえなかったのですが、東京都電設協会の皆様から資料を頂いていますので、資料の内容のみから御発言の内容はこういった内容であったと仮定して御質問させていただきます。

すみません、東京都さんからの御発言は聞こえなかったものですから、一部お答えになっていることが含まれているかもしれませんが、御理解いただければと思います。

私からは6番の価格高騰や資材不足に対する適切な対応についてということで、スライド条項の運用、それから工期設定の変更等についての適切な対応を求めていらっしゃいます。恐らく東京都さんからは適切に運用しているというお答えがあったのかと拝察いたしますが、実際、いろいろな現場でいろいろな状況がおありかと思っておりますので、こういった機会ですので、何かこういった課題があるとか、あるいは改善の余地があるような事象があるといったようなことがあれば、ぜひこの場でお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

【渡部副会長】 すみません、副会長の渡部です。今、御指摘いただきました、確かに現場ごとに工期、それと資材の価格に関しましても様々な状況がございまして、部材の高騰、それといわゆる納期の問題で価格が変更になってしまうという、少しややこしいこともございまして、工期に関しましては半導体不足、銅の不足などいろいろ電気業界にはございましたが、何とか対応できていると。

ただ、それに伴う、いわゆる銅でいいますと、銅ベースの値上げ以上に便乗値上げというんですか、そういったところも少し見受けられる節が正直出てきまして、4月から各大手メーカーも鋼材に関しても附属品に関してもかなりの額の値上げ、聞いた話だけでも20%から30%ぐらい上げると。それを1社だけではなくて、鋼管メーカーにしてみても当然、原材料が上がっているのです仕方がないのでしょうけれども、それが一斉に値上がりがあると。

ただ、問題なのが、値上げ幅が各社で違うのと、いわゆる便乗値上げではないですけれども、そういった形で統一されていないものに関して、どこら辺までがスライドしていただけるのか、あと、どこまでがそういった形で今までの出来高といいますか、そういったことで判断できるか。これは一気に上がるのも含めまして継続的に相当上がっていますので、どの時点でということに関しましては、やはり東京都さんには対応していただいているとは思

うのですが、1回やった後にもう一回、長い工期のものであるとそういった事情が出てくるということが、これから危惧しているというのが我々の業界で聞く話です。以上です。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ほかに委員の皆様から何か御意見はございますでしょうか。

【斉藤委員】 よろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 斉藤先生、お願いいたします。

【斉藤委員】 本日はありがとうございます。2の(1)について伺いたいのですけれども、2024年まで改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制が、適用が猶予されているとありますけれども、業界としての現在の準備状況につきまして、お書きいただいているもの以外の部分について、もし何かあれば伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

【佐藤常任理事】 常任理事の佐藤です。よろしくをお願いいたします。

今の御質問なのですが、実際に我々の現場なのですが、建築現場自体で4週8休を行えている現場は、約30%ないというのが現状です。私ども電気設備工事の、当然建築工事さん、主体工事さんと御一緒させていただいているものですから、我々だけ、そこで休みを取るとかそういうことはできないというのが現状です。これは先ほどの話にもありましたように、実際に概成工期の中でやっていくという流れの中でも、どうしても、やはり建築さんは先に終わるけれども、その後、電気設備工事は残ってしまうという状況から、何とか間に合わせないといけないということで、より残業時間が超過するということです。

当然、私どもの業界でも、これは2024年からというのは数年前から話があるものですが、そのときは現状が全く変わらない中でこれを実現するというのは不可能だという形では進めています。ただし、会社としても労働基準的なもので社員の中で36協定を結んだり、今、60時間や、そういった枠内で60や80など、そういう形で収めようとしているのですが、どうしても現場、竣工間際だけではなく、最近では中間においても準備だったりなど、非常に残業時間が超過しています。ただ、表面化しない、これは社員によってなのですが、基本、残業がつかない、ある程度の管理職が管理技術、現場代理人をやっている場合、それが反映されないのが、実態的にはもっと多いと思います。一般の社員も最近はそのような規制があるものから、実際は60は完全に超過してはいるのですが、数字合わせのような、サービス残業も強いられているというのが現状でございます。以上です。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

【仲田委員】 仲田ですけれども、よろしくをお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 仲田先生、お願いいたします。

【仲田委員】 御説明ありがとうございます。私は4番の重複申込み可能な制度の導入という件に関して、昨年も同じような要望があって、それに対する御回答は今回の回答には入っておりませんでした。要は重複によるデメリットとして、1つは技術者を多数抱える事業者が受注が偏る可能性があるということ、もう一つは安易な入札辞退が発生する可能性が

ある。この2つのデメリットを指摘されていまして、なるほどそうだなと私は思っておりますが、とはいえ、前回に続いて今回もこういう提案があって、どうしたものかなと思っております。こういった問題に対応するアイデアはないものなののでしょうか。その辺り、業界の方々からも御意見を伺いたいなと思っております。よろしく申し上げます。

【渡部副会長】 では、私のほうから。今、御提起いただいたアイデアと申しますか、それというのは重複して申込みをできるというのは、まだ任意指名という形で指名を頂いている件名が多いと。それで、いわゆるこれと同じときには、希望をさせていただきたいのは、来週どういう工事が出るか、いわゆるその期間内にどういう工事が出るかと、大体の計画はお聞きしているんですが、その規模、地理的要件等が合う、合わないがありまして、制度的に、この件名では同じ都営住宅にしても20者、30者申込みがあったと。ただ、その次週にみんな申し込んでしまったので、申込みができないので10者に満たないと、そういうような事態が見受けられるという、それは入札のいわゆる公表時期によるのですが、ただ、それがもう少しある程度分かれば、近い地域のこういった物件、規模のものがあるというのが、もう少し分かるようになれば、分散して申込みができるのかなと。

やはり今、どうしても早く申し込んで、早く入札を終えて、それが取れなかったらまた次に申し込んでという、そういった風潮と申しますか、業界はそういうことになっていますので、それが2件申し込んで2件取れてしまったという、それは問題があるとは思いますが、それでやはり今までどおり1件取れば3か月は、我々で言う喪中と申しますか、次の仕事は取れませんよという点では業者に偏っているということは、まずあり得ないと思いません。そういった形で見える、公表していただいているというのは分かるんですが、その月、その月、予定からやはりひと月遅れる事業もありまして、そういった中では、それどおりには当然いかなるときもありますし、規模もあるので、そこら辺が我々が危惧と申しますか、大手さんはたくさんの人を抱えています、我々中小企業、零細企業は限られた人の中で仕事を回していくとなると、やはりもう少し機会を増やしていただきたいというのが希望と申しますか、そのためにこういった形の要望を書かせていただいております。以上です。

【仲田委員】 趣旨がよく分かりました。やはり、都のほうでも努力をされていると思うのですが、先の工事をできるだけ透明にするという努力を今後もしていただくということが必要なのかなというように思いました。

【原澤委員】 原澤からもよろしいでしょうか。

【白田契約調整担当課長】 はい。原澤先生、お願いします。

【原澤委員】 建築工事が遅れることによって設備工事の工期がずれ込むという問題は、どのように解決すべきか非常に難しい問題であると思いました。工事全体の完成時期を遅らせられないとなると、建築工事が遅ればその分設備工事がタイトになるので、オーバータイムが増えるため増額してほしいという御要望については、確かにそのとおりの思います。しかしながら、現実問題としては、2024年問題で残業が規制されてしまったら、どんなに増額しても人手が足りなければ工事はできませんので、増額で解決できる問題ではな

いように思います。また、工期を延ばすことができる工事とできない工事があると思いますが、たとえ工期を延ばせたとしても、当初の予定で確保していた人手は、工期が延びると確保できなくなる可能性もありますので、工期を延ばせば必ず解決できるという問題でもないように思います。そうなるとう結局は、建築工事をなるべく遅らせないという方法しか解決方法はないような気がします。建築工事を遅らせないようにする対策等がありますでしょうか。また、建築工事が遅れてしまった場合には、工期を延ばせば問題は解決するのか、増額すれば解決するのか等、この問題を解決するにあたって何が一番のポイントになり得るかについて、現場の意見を伺えればと思います。

【佐藤常任理事】 今の御回答というか、提案になると思うのですけれども、よろしいでしょうか。

まさにおっしゃっていることがそのとおりでございます。ただ1点、考え方によって、増額ということが出てきましたけれども、これは、我々は今までもそうですけれども、建築が遅れたりして、最終的にタイトになって人を動員した、人を動員したからといってその分も頂けたわけではないのですけれども、それでも必ず受注したものに対しては、我々は責任をもって最後までやり遂げている。これは、皆さんそうだと思うのです。途中でおかしくなる、会社自体があっても別としまして、本来受注すると最後まで、その金額の中でやるというのは我々の中では当たり前になっていますので、増額というのは、これは大きな1つの解決策ではあると思います。

先ほど言いましたように、じゃあ概成工期が延びれば解決するかというと、これも悩ましい、痛しかゆしのところがあると思うのですけれども、その分工期が延びれば、それだけ固定費がかかっていきますし、その分も例えば東京都さんがそれに見合ったものが果たしてリアルタイムで出るのかどうかというのが非常に大きな問題だと思っています。

そういう意味においては、今後人手不足であったり、資材の納入が難しかったり、先ほども出たように半導体絡みになると、物がいつ入ってくるかすら分からないという状況の中で、これから受注が非常にすごく難しくなってくる、受注しても難しくなってくるというのは非常に起こり得る話かと思っています。

あと、先ほども言いましたように、建築さんと当然我々、元請けでやっていますので、付帯工事とはいえ、きちんと総合定例では、話をしながら進めてはいるのですけれども、ややもすると、やはり主体建築工事さんがどうしても意見が強いということで、我々付帯業者は、それに準じなければいけないというのは、これは実情です。これは今までずっと脈々と来ている。なかなか変わるというのは難しいですね。

だからこの辺をもう一度お考えいただいて、例えばですが、これは提案になるかどうか分かりませんが、実際の工期の中で、建築はいつまでここまでは終わるとか、何かマイルストーンを決めていただければ、我々付帯業者もそれに合わせて進めていけるかなとは思いますが、解決策になるかどうか分かりませんが、このような形で考えております。以上でございます。

【原澤委員】 貴重な御意見をどうもありがとうございました。そうですね、あくまで建築工事と設備工事は別契約なので、基本的には、建築工事の期限を決めて、建築工事はその期限内にやって貰うのが筋であり、なるべくそうなるようにしていただければと思います。御意見ありがとうございました。

【渡邊電気技術担当課長】 すみません、財務局のほうから一言。財務局工事なのですが、保安規程に基づく自主検査を円滑に実施するために、概成工期の6か月前と1か月前に統括電気主任技術者の現場実査を行うとともに、その日に総合定例に出席させていただいて、各工事の監督員や受注者に対して、概成工期をしっかりと守ってねということで助言を行っております。

【原澤委員】 御説明ありがとうございました。

【堀田部会長】 関連してよろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 すみません。電設協会様が一言あるそうなので、お待ちいただけますか。

【鯉淵副会長】 これも1つの提案なのですが、これから労務者不足で、特にゼネコンさん、建設業者さんの工期を守れない、最終的にドタバタになってようやく竣工させる状況というのは、今までよりもっと起きる可能性が高いと思います。ましてや今度1週間のうち土曜日の現場を休みにする、月曜日から金曜日が働いて、土日を休みにするといったら、働く時間は2割減るわけですよ。そうすると当然工期というのは延びざるを得ないわけです。その辺を発注者さん側のほうも考慮して全体工期をこれから発注されていくのかどうか。その辺りもあまり見えないような状態なのです。

そうすると、その前に1か月のうち2回は週休2日制を採用しようじゃないかというようなことをやられたとすると、なおさら竣工間際のドタバタというのは強くなっていくんじゃないのかなという、そういう心配がいたします。そうするとやはりそれは全部電気工事あるいは設備工事の専門工事業者にしわ寄せが来るような形になりますので、この辺りの問題というのは、相当発注者側のほうに考えていただかなければいけない内容が多分にあると思います。

ですから、先ほどお話ししました、ある時期にはマイルストーンとして建築工事はここまで進んでいかないといけないということで、もしそれに極端に遅れるような場合は、それをペナルティーとして、次の入札のときには、その業者は指名させないというようなことまでやっていたらかないと、ゼネコンは、設備業者はどうでもいいと、とにかく自分の仕事が最後の最後まで終わればそれいいのだという安易な形に流れやすいものですから、その辺りのことを発注者サイドとして考えていただきたいなど。

それからもう1点が、ここに書いてある来年の4月から4週8閉所という言葉が国では決まっていますけれども、現実的にこれができるのかなということがすごく疑問です。現実にはできないのではないかと考えています。実際、ゼネコンサイドの躯体工事業者、大工さん、鉄筋屋さん、とび・土工さん、この人たちは仕事がなくなってしまうのですよね。

我々設備業者、電気工事、空調給排水の業者、あるいは内装工事業者においては、これからの改修工事というものがありますので、改修工事のほうに土日の休みを充てるというようなことで収入をある程度確保するという事は可能だと思います。ところが、躯体工事業者というのは改修工事には必要ないので、彼らは日給、月給ですからまともに収入がなくなってしまう。

ですから、その場合は発注サイドで工期を延ばす。さらにその負担分も増やす。いわゆる工事費用を値上げする。そこまでのことを考えないと、4週8閉所というのは現実、不可能だと思うのです。それをあまりお互いに触らないで、そっとして、そのときを迎えようとしているというような気がして、大変その辺りを危惧しております。以上です。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。堀田先生、御発言はございますでしょうか。

【堀田部会長】 いえ、むしろ今、電設協会さんの御質問されたことについて、東京都さんからの話を伺えればと思います。同じ点ですのでぜひ御回答いただければと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】 すみません。では、まず私の、契約のほうから、今、全体工期のお話、連携強化策についてのお話をいただきました。その中で建築が先行して当然やるわけなのですが、そこで工程が少し後ろに来ちゃうよといったときのペナルティーとかそういったお話が今ございました。

御存じかと思うのですが、建築工事にしろ、設備工事にしろ、電気工事にしろなのですが、工事を進めていく中で当然ながら工程管理も大変重要なものであると考えています。工事全体の工程を考えるのは建築工事でございます、その上で、先ほど申し上げたような概成工期なども設定しながら調整して進めていくといったところでございます。当然ながら、順調にいけば品質確保もしっかりできるだけしながら終わっていくわけなのですが、そうまで至らないケースになれば、工事成績というのを最後につけていきます。その中で一つの要素として工程管理というのもあります。その中で、もしよろしくないようなことがあるならば、当然、改善指示書などを出していくということになりますし、そうなれば結果として工事成績は減点されるということになってまいります。

こうしたことを積み重ねていって、仮に工事成績が一定の数値、具体的に言えば59点以下ということなのですが、そうなれば次の入札にも差しかえるということにもなってくると、指名停止の要件にもなってくるといこともございます。また、指名停止にならない場合であっても、こうした工事成績については、次の入札に当たって、例えば総合評価の場合はこうした工事成績を加味した上で、技術点というのを算出することになってまいります。しっかりと、そうしたところについて、現場の監督は日々皆様方の工事を見させていただいているところでございます。

こうしたことをもって、結果として工事成績に反映されて、それが次の入札にプラスの面なのかマイナスの面なのかというのは当然あるのですが、そうしたことをもってしっかりと我々としても契約制度の中で、こうした履行の状況を反映させていただきたいと考えて

ございます。

建築保全部さん、もし、あればと思うのですけれども。

【渡邊電気技術担当課長】 まず、工期の件なのですけれども、週休2日のモデル工事にしましては、通常の工事に比べて長めに工期を設定しております。併せて労務単価につきましても、週休2日の工事にしましては、割増しをつけて労務単価の設定をしておりますので、そのような対応を取っております。以上です。

【臼田契約調整担当課長】 何かほかにもございますでしょうか。ほかに電設協会様から何かこれまでの件その他を含めて御発言等はございますでしょうか。

【佐藤常務理事】 今、渡邊課長様からお話がありましたモデルケースですか、4週8閉所のその場面で今、金額も割増しになるというお話を頂きましたが、これは、では2024年から全件が対象という理解でよろしいのでしょうか。

【渡邊電気技術担当課長】 完全週休2日という形になると、その形で対応していく予定でございます。

【佐藤常務理事】 分かりました。では、全件分が対象になるということですね。ありがとうございました。

【渡邊電気技術担当課長】 1点、私のほうからよろしいでしょうか、すみません。

同じく週休2日と同じように、女性活躍モデル工事というのをやっているのですけれども、なかなか電気設備工事で実施できないのですけれども、各事業者さんのほうで女性の職員の採用というのはどのような状況なのでしょうか。

【渡部副会長】 すみません。やはり、我々女性活用というのは特に力を入れているとは思いますが、ただ、ままならないといえますか、いわゆる環境ですね、働く環境というのがなかなかうまくできない。

大手さんのような設備投資ができる会社、できない会社もございまして、そして現場にしましては女子の投入できる現場、いわゆる大手のゼネコンさんがやっている現場ですと、当然のことながらそういった女性用の施設等も完備されておりますし、打ち解ける、女性同士が働いているところもありますけれども、なかなか中小企業といえますか、中小建築さんとかセット発注でいらっしゃっても、なかなか女性を、いわゆる投入できるというか、配置できるというのは厳しいところもございます。

そういった形では、すごく当然女性もたくさん出ていますし、実績は、私事ですけど、自分の娘とかも会社に入って技術者として配置していますが、なかなか生の声を聞くと、かなりまだまだ厳しい環境なのかなと。

いわゆるそういった面では、まだ大手さんのゼネコンさんのと、あと中小、いわゆる、東京都にしてみれば、超大型工事ですと何十人という職人が入るものもありますが、ただ、代理人クラスだけでこなすというのになると、相当いろいろな状況がありますので、ちょっと厳しいのかなと。まだそういった状況ですね。

ですから、また、電気設備で、機械工事もそうですけど、あまり導入を早まってしまう

すと、受注できる機会というのは大手さんの女性を多用しているところの会社に限られてしまうということは危惧していますし、ただ、業界としても、我々中小企業としても女性を活用というのは、すごく考えて前向きで今、取り組んでいることではございます。以上です。

【渡邊電気技術担当課長】 ありがとうございます。

【鯉淵副会長】 当社でも女性の現場での活用というのは随分考えながら、新卒の大学生を採用して、個人で持って行って、試しているのですけれども、当社の場合は職人ではなくて現場の代理人ですね。施工監督者として育ててるのですけれども、割合に鬱になってしまうのですよ。なかなか定着して生き生きとして持っていかせているというのは、実際にやってみると難しいですね。女性どころか男性ですら難しいです。

分離発注の場合はまだ違うのですけれども、ゼネコンの下請けで現場に出すと、現場の所長だとか主任だとかの昔からのいわゆる怒鳴る、罵声だとか何だとかというような、そういう今の若い子は、すごく理論的に物事を組み立てていくので、いいじゃないか、頑張れなどというのは効かないんですよ。だから、そういう理不尽なことを言われると、もうやっていけないというようなことで、会社を辞めてしまうのです。そういう代理人ですら会社を辞める。男性でも難しいというところに女性をまたそこで育てるとというのが結構建設業というのはやはり難しい世界になるなという実感はしております。以上です。

【臼田契約調整担当課長】 いかがでしょうか。そろそろお時間にもなつてまいりますが、何か最後でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【鯉淵副会長】 いいですか。最後に、先ほどの渡邊課長様から、来年の4月以降は都の発注する仕事は4週8閉所が全ての現場で実行しているのだと、そのための工期の設定、あるいは賃金形態もそれなりに対応していくのだというお話を聞いて心強いのですけれども、民間工事の発注に関しては、あまり発注者側がそういう意識がなくて、ゼネコンサイドも受注するときに、自分のところは例えば2年の工期がかかりますと言っているのが、あるゼネコンは1年半でやりますと言ったら、そっちに仕事が流れてしまうと。だから4週8閉所の月なんてなかなかできないのだということを結構ゼネコンの中堅の幹部の方たちも心配していますので、民間企業においてもそういうことを実行するようという何か発注者側に対しての呼びかけですか、それを東京都さんのほうからも民間企業に対して少し働きかけをするという、その辺のことをしていただけるとありがたいなと思います。

【臼田契約調整担当課長】 建設業課といったところもございますし、そういったところにも今頂いた御意見などしっかり伝えてまいりたいと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】 先ほど冒頭の堀田先生からのスライドのお話や、あるいは仲田先生から重複申込みの話がございましたので、そこに関連して我々のほうから少しお話しさせていただきたいと思います。

まず、スライドですね、物価高騰などによりスライドすることでお話があったのですが、先ほど御回答差し上げた中で、単品スライドを国が運用を、昨年見直しをしまして、実際に買った金額を、これが実勢を上回る場合であっても、その金額でスライド額の算定ができる

ということにいたしました。我々も9月1日に請求していただいたもの以降は、こうした実際に買った金額で、スライド額算定基準により柔軟な対応ができるような見直しを行っています。

また、インフレスライドなのですけれども、これ、また年末に国土交通省が、これまではインフレスライドでの、いわゆる設計労務単価の変更があった場合に新しい労務単価に基づいて再積算をするというような形で労務、人と材料ですね、それぞれ最新の単価で算出をしていくということでこれまでも活用してきたところなのですが、昨年末に国交省がこのFAQの中で設計労務単価の変更がなくてもインフレスライドの適用ができますよと、当然残工事の1%以上なければいけないという条件は変わらないのですが、要は時期の制約というものの自体がなくなって、変動さえあればインフレスライドを適用できるということになってきてございます。

したがって、先ほど、副会長から最近の物価変動は非常に大きいものの中にはあるというお話をなさっていたと思いますが、こうしたスライドがより使いやすくなっているところがございますので、積極的に御活用いただければありがたいなと思っております。

続いて、重複申込みの件です。先ほど、仲田先生からも昨年の我々の回答をお話しいただいたところですが。技術者の多いところが参加しやすい、落札しやすくなるのではないのか、あるいは安易な手挙げが増えてしまって、結果として応札力がある事業者さんの参加がなかなかしづらくなるのではないかと懸念も我々はあるかなと思っております。また、入札辞退を前提とした制度としていきますと、結果として応札していただく事業者の方々が辞退したいとなっていったら、最後残ったのが数少なくなる、あるいは1者になるなどという形で、競争性についても、やや我々としては懸念するところが正直あると思っております。

そういう意味で、我々は、慎重に考えていかなければならないと思っておりますので、御要望としては、我々は受け止めさせていただいた上で引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。私からは以上でございます。

【池田会長】 ありがとうございます。確かに重複申込みについていろいろと問題点があるのですけれども、我々中小は、結局生の声で言えば、2か月ぐらいかかって1人の技術者をそこに充てて、取れなかったらまた2か月かかる。また取れなかったという、もう入札に参加する意欲が、小さいところはなくなっていくのですよね。

年間何回、じゃあチャレンジできるのということになると、2か月に1人。しかもその間、その人間は使えなくなるので、じゃあほかの現場で使ったほうがいいよねということに、資格もありますから、そういうことになるのでというのが、こちらのことでいえば我々の本音でございます。

【永島契約第一課長】 今の件なのですけれども、財務局に希望を出していただくときには、管理技術者さんを、予定を出していただくということなのですけれども、決してこれは財務局内の複数の案件に同じ管理者を出すということではだめですよというお話をしていますけれども、管理者は、予定ですから取れるかどうか分からないからということで、他局や

国、区市町村、こちらの工事のほうにその方を予定して希望を出されるということまで私どもは制限してございませんので、うちだけにその人を専用で出す、2か月後に開札の結果、取れなかったからその人は遊んでしまっているよということがないとは考えております。あくまでも財務局に対する希望だけが重複できないということで、その技術者さんをほかの発注部署に出していただくことは、そこまでの制限はしてございませんので、そちらが取れた場合には、財務局のほうは辞退していただくということまでは制限いたしませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

【佐藤常任理事】 ありがとうございます。今の説明で、私ども、ほかの部局、同じ東京都の財務発注になってしまうので辞退していたというのはあったのですが、それはできるということだったので。てっきり、コリンズか何かで後になって、例えば問題になるかなということで、そういうのは控えていたのですが、分かりました、ありがとうございます。

【永島契約第一課長】 すみません、時間もあれなのですが、もう1点だけ。

落札決定をするまで、今、内訳書を御持参いただいているのですけれども、その時点であれば管理技術者の変更は可能としておりますので、もしこちらに希望を出したときの管理技術者さんがほかに移ってしまったと、現場に入ってしまったときには、ほかの管理技術者さんがいらっしゃれば落札決定をするまでであれば変更可能でございますので、その辺でも融通が利くかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【佐藤常任理事】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、時間も過ぎておりますので、最後に東京都のほうから電子契約につきまして、電子調達担当課長の三浦から少し御報告させていただきたいと思ひます。

【三浦電子調達担当課長】 私から1点御案内させていただきます。電子調達担当課長の三浦と申します。よろしくお願ひいたします。

東京都では昨年の11月からでございますけれども、事業者の皆様の利便性の向上と業務負担の軽減を図るために、財務局契約案件の一部ではございますけれども、電子契約サービスというものを試行運用させていただいております。電子契約サービスというものでございますけれども、現在、紙の契約書で実施しております押印ですとか、あとは提出に係る移動ですとか、あとは郵送費といったものが電子上で行いますのでかかりませんし、また、収入印紙の添付も不要になりますから、皆様にとっても大変メリットのあるものだと考えてございます。

来年度以降、財務局案件に限らず各局の案件に順次ではございますけれども、拡大を予定してございますので、その際にはぜひ御活用いただけたらと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上でございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、閉会に当たりまして契約調整担当部長の前山から御挨拶を申し上げます。

【前山契約調整担当部長】 本日はありがとうございました。非常に限られた短い時間ではございましたが、東京都電設協会の皆様から大変貴重な現場の生の声を聞かせていただいたと思っております。入札監視委員会の皆様も御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。本日皆様から頂いた声、意見等につきまして、参考にさせていただいて、東京都の入札契約制度をよりよいものにして、運用等改善に努めてまいりたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

【一同】 ありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして意見交換会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —